

公益財団法人実験動物中央研究所
コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 公益財団法人実験動物中央研究所運営委員会規程第2条(5)に基づき設置されたコンプライアンス委員会(以下、「委員会」という)に関し、その役割および構成その他必要な事項について定める。

(役割)

第2条 委員会は、次に挙げる事項に関し、理事長の諮問により調査を行い、結果を理事長に答申する。

- (1) 公的研究に関すること
- (2) 資金の運用に関すること
- (3) 動物愛護、生命倫理に関すること
- (4) ハラスメントに関すること
- (5) その他、コンプライアンスに係わる事項

2 委員会は、第1項に規定された事項に関する告発等の通報窓口を開設する。

3 委員会は、必要と認められたときには、事案に応じて調査小委員会を設置し、調査を委託することができる。調査は、別に定める「研究不正への対応および措置に関する細則」に従って実施する。

(委員)

第3条 委員会は、次の者で構成する。

- 外部委員(若干名)
- 所長(役職指定)
- 公益担当理事(役職指定)
- 部門長(役職指定)

(任期)

第4条 委員の任期は毎年度の2年間とする。但し再任を妨げない。

(委員長および副委員長)

第5条 委員長は、公益担当理事とする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 委員長は、第2条第2項に規定された通報窓口を担当し、その任に当たる。
- 4 副委員長は、互選により選出する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、必要と認められたときに委員長が招集する。

2 委員長は、委員以外の研究所内外の者の出席を求め、意見を徴収することができる。

(雑則)

第7条 本規程に定める事項のほか、コンプライアンスの実施に関し必要な事項等は、それを所管する委員会等が別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、運営委員会の議を経て行う。

附則

本規程は、平成24年4月20日から施行する。

本規程は、平成25年8月6日改定、平成25年8月6日から施行する。

本規程は、平成27年4月16日改定、平成27年4月16日から施行する。

本規則は、平成28年9月26日改定、平成28年9月26日から施行する。